

相模原市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市議会災害対策会議(以下、「災害対策会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の各号に該当する場合、災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたとき。
- (3) 風水害等により、市域に大規模な被害が発生又は発生のおそれがあるとき。
- (4) 市域に特別警報が発表されたとき。
- (5) 市域に氾濫警戒情報が発表されたとき。
- (6) その他、議長が必要と認めるとき。

2 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長に通知するものとする。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置する。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、各派代表者をもって組織する。ただし、各派代表者の出席が困難な場合は、代理の議員を出席させることができる。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長は、必要と認める場合、その他の議員の出席を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集・整理し、相模原市災害対策本部(以下「市本部」という。)へ提供を行うこと。
- (2) 市本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと。
- (3) 市本部からの依頼事項への対応に関すること。
- (4) 市本部への要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと。
- (6) その他、議長が必要と認める事項に関すること。

(議会局の役割)

第5条 議会局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。